

4 - 3 福祉のまちづくり

(1) 福祉の環境整備

高齢者や障害者をはじめ市民のみなさんが生活しやすく活動しやすい快適な都市環境を築いていくため、「福祉都市環境整備指針一人にやさしいまち名古屋をめざして」に基づき広く福祉のまちづくりの推進を図っています。



地下鉄駅エレベーターの整備

1. 福祉都市環境整備指針

指針では福祉の環境整備の基本的な考え方を明らかにするとともに、福祉の整備や配慮についての技術的基準や公共建築物・道路・公園・公共交通機関といった都市施設の整備方針などについて定めています。

(平成3年11月策定、平成15年2月改定、平成29年3月改定、令和4年3月一部改定)

2. 福祉のまちづくり推進会議

都市施設の整備に指針を活かし、福祉的視点に立ったまちづくりを総合的かつ面的に推進していくため「福祉のまちづくり推進会議」を開催し、幅広い見地から専門的な審議を行い指針の進行管理に努めています。

3. バリアフリー法に基づく重点整備地区基本構想

「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（バリアフリー法）」に基づき、一定の地区を重点整備地区として定め、旅客施設、官公庁施設、福祉施設等、高齢者・障害者等が生活上利用する施設やその周辺の道路、駅前広場などを一体的に整備していくための基本構想を策定しています。

(平成14年度金山駅地区策定、平成15年度名古屋駅地区策定、平成17年度栄・久屋大通駅地区策定、平成20年度大曽根駅地区策定、令和4年度瑞穂公園陸上競技場地区策定)

4. 建築物における福祉環境整備

(1) 「愛知県 人にやさしい街づくりの推進に関する条例」に基づく整備計画に対する指導及び助言

多数の市民が日常生活や社会活動に利用する建築物について、「愛知県 人にやさしい街づくりの推進に関する条例」に基づき、届出がなされる福祉の整備計画について、指導及び助言を行っています。(住宅都市局にて取扱い)

(2) やさしさマーク（福祉環境整備に関する標示板）の交付

県条例に定める整備基準以上に整備が進んだ建築物で利用者へのソフト面の配慮を行っている場合に、建築主等の申請に基づいて交付し、建築物の出入口近くに掲示していただいています。

232 施設（民間建築物）に交付（令和4年度末現在）

5. 公共交通機関における福祉環境整備

高齢者や障害者をはじめだれでもが安全で快適に利用できるよう、公共交通機関の福祉環境整備を進めています。

(1) 民間鉄道駅舎へのバリアフリー化設備設置補助

市内の民間鉄道駅のバリアフリー化設備（エレベーター、バリアフリースイレ、転落防止設備等）の設置に対して補助し、公共交通機関の福祉環境整備を広く推進します。(平成26年度より1日の平均乗降者数3,000人以上の駅を対象に事業費の3分の1の補助を開始)

(2) 市営交通機関の福祉環境整備

地下鉄駅へのエレベーター、可動式ホーム柵等の設置や、照明付バス停留所標識の設置等を交通局において進めています。

(3) ユニバーサルデザインタクシーの導入補助

ユニバーサルデザインタクシーの導入に対して補助し、公共交通機関の福祉環境整備を広く推進します。(平成29年度より1台あたり20万円の補助を開始)

6. 道路・公園における福祉環境整備

(1) ユニバーサルゾーン

全ての人にやさしい「ユニバーサルデザイン」の視点に立ち、より安心・安全で快適なまちづくりをすすめることを目的に、障害者施設等の周辺をユニバーサルゾーンとして設定し、より安全な道路交通環境を整備・維持しています。(令和4年度末現在31地区設定)

(2) 道路・公園の整備

指針に基づいて、高齢者や障害者の利用に配慮した道路・公園の整備を関連の各局において進めています。

（２） 地域福祉

名古屋市では、市・区社会福祉協議会とともに、地域福祉の推進に努めています。

地域福祉推進のためには、市や社会福祉協議会等による各種福祉サービスとともに、市民のみなさんの自主的な参加による地域福祉活動が重要となります。

こうした活動を支援するため、総合社会福祉会館の設置、福祉基金の設置、さらに、市・区社会福祉協議会の充実強化等に努めています。



地域住民によるふれあい交流活動

1. 総合社会福祉会館

社会福祉活動の振興と市民福祉の向上を図ることを目的として設置し、社会福祉関係者をはじめ広く市民のみなさんに利用していただく施設です。

管理・運営は名古屋市社会福祉協議会が行っており、次のような事業が実施されています。

- ① 福祉のひろば
障害者の授産製品の展示、ボランティア・市民活動情報コーナーの設置など
- ② 相談事業
福祉に関する各種相談
- ③ 福祉図書室・情報閲覧コーナー
福祉関係の図書・資料の閲覧及び一部貸出し
- ④ ボランティアセンター
ボランティアに関する相談、登録、派遣調整、ボランティア保険の受け付け
- ⑤ トレーニングルーム
発達援助指導、おもちゃ図書館の開設など
- ⑥ その他
大・中・小会議室、研修室、和室の利用の受け付け（福祉目的の利用は無料です）

2. 社会福祉協議会

社会福祉協議会は、社会福祉法に基づき、社会福祉関係者などによって組織された民間が主体の社会福祉推進団体で、福祉啓発、ボランティア活動の振興、在宅福祉サービスなど地域福祉を推進するための様々な事業を行っています。

本市では、名古屋市社会福祉協議会が総合社会福祉会館に、区社会福祉協議会が各区に設置されています。

名古屋市社会福祉協議会では、福祉基金事業（93 頁参照）の他、障害者・認知症高齢者権利擁護事業、成年後見あんしんセンター事業、高齢者虐待相談センター事業、障害者虐待相談センター事業、高齢者はつらつ長寿推進事業、いきいき支援センター事業などを実施しています。また、ホームヘルプサービス事業（訪問介護事業）としての「なごやかヘルプ事業」、ケアマネジャーによる居宅介護支援事業を実施しています。その他社会福祉施設職員の研修事業に取り組むなど幅広い事業を展開しています。なお、現在、各区の社会福祉協議会が設置・運営主体となつて在宅サービスの提供と地域福祉活動の推進の拠点である在宅サービスセンターを、各区に1ヶ所ずつ開設しています。

▶ 市社会福祉協議会の主な事業内容

- ① 区社会福祉協議会の活動支援
- ② 社会福祉の啓発
- ③ 地域福祉活動の振興
 - ア 地域福祉推進協議会事業
 - イ ふれあいネットワーク活動の推進
 - ウ ふれあい給食サービス事業
 - エ ふれあいいきいきサロン活動の推進
- ④ ボランティア活動の振興
 - ア ボランティアセンターの運営
 - イ 区社会福祉協議会ボランティアセンターの支援
 - ウ ボランティア組織化の促進
- ⑤ 福祉基金事業
- ⑥ 障害者・認知症高齢者権利擁護事業
- ⑦ 成年後見あんしんセンター事業
- ⑧ 法人後見センター事業
- ⑨ 高齢者虐待相談センター事業
- ⑩ 障害者虐待相談センター事業
- ⑪ 障害者差別相談センター事業
- ⑫ 高齢者はつらつ長寿推進事業
- ⑬ 居宅介護支援事業
- ⑭ なごやかヘルプ事業
- ⑮ いきいき支援センター事業の運営
- ⑯ 重層的支援体制整備事業の運営
- ⑰ 認知症相談支援センター運営事業
- ⑱ 社会福祉施設の連携強化、職員研修事業
- ⑲ 障害者雇用支援センター事業
- ⑳ 鯉城学園の管理・経営
- ㉑ 総合社会福祉会館の管理・経営
- ㉒ とだがわこどもランドの管理・経営

北区総合庁舎

7 F	総合社会福祉会館	⑥会議室・研修室・和室
6 F		⑤トレーニングルーム ④ボランティアセンター
5 F		③福祉図書室・情報閲覧コーナー ②相談室 ①福祉のひろば 事務室（市社協・福祉団体）
4 F	保健センター	
3 F く 1 F	区役所（社会福祉事務所）	

3. 福祉基金（地域福祉推進・子育て支援基金）

昭和56年10月の設置以来、寄附金（チャリティの益金や冠婚葬祭のお返しの一部など）を積み立て、その果実は福祉意識の啓発やボランティア活動の振興、地域福祉事業の推進など、ぬくもりのある福祉風土をつくりあげていくための事業に使われています。

4. 民生委員・児童委員

民生委員は、民生委員法の定めるところにより、名古屋市長の推薦に基づいて厚生労働大臣から委嘱されます。また、児童福祉法に定める児童委員を兼ねています。民生委員・児童委員は、給与は支給されず、社会奉仕の精神をもって常に住民の立場に立って相談に応じ必要な援助を行い、社会福祉の増進に努めています。

介護を必要とする高齢者の問題、子ども達が健やかに生まれ育つ環境づくり、障害者福祉の向上などますます多様化する福祉ニーズに対し、民生委員・児童委員は、地域住民の福祉活動の推進役としての活躍が期待されています。

(1) 職務

民生委員法に定められた調査活動、要援助者の相談・援助、社会福祉施設との連携及び支援、関係行政機関の業務に対する協力、必要に応じた援助活動とともに、ひとり暮らし高齢者をあたたかく見守る運動の推進、その他自主的な地域福祉活動を行っています。

(2) 委嘱

地域住民の信望があり、社会福祉の増進に熱意をもつなどの資格要件を満たし、それぞれの地域から推薦された人が委嘱されます。

(3) 任期

3年

(4) 定数

本市では、一般の区域を担当する民生委員・児童委員が3,898名、児童福祉に関する事項を専門的に担当する主任児童委員が583名となっており、これらの方々が、小学校区を単位とした267の民生委員児童委員協議会に組織され、活動しています。

5. 共同募金

昭和22年10月以来、毎年赤い羽根共同募金運動が全国的に展開されています。

市及び各区の共同募金委員会により、街頭、戸別募金や歳末たすけあい募金活動を実施しています。この募金は、民間社会福祉施設の建物整備や備品の購入、社会福祉協議会を中心とした地域での福祉活動に対する助成、歳末における福祉施設やボランティア団体への支援・援助などに使われています。

6. 重層的支援体制整備事業

包括的相談支援チームを区ごとに設置し、複合的な生活課題を抱えた世帯等に対し、多機関による協働の支援、アウトリーチ等を通じた継続的支援、社会参加に向けた支援や地域づくりを一体的に実施しています。

なごやか地域福祉2020

(第3期名古屋市地域福祉計画・第6次名古屋市社会福祉協議会地域福祉推進計画)

地域共生社会の実現に向けて、名古屋市における地域福祉の取り組むべき方向性を示すため、令和2年度から令和6年度までの5か年を計画期間とする「なごやか地域福祉2020（第3期名古屋市地域福祉計画・第6次名古屋市社会福祉協議会地域福祉推進計画）」を策定しました。

この計画は、市の「地域福祉計画」と、名古屋市社会福祉協議会の「地域福祉推進計画」を一体的に策定しています。

名古屋市重層的支援体制整備事業実施計画

社会福祉法に基づき、「重層的支援体制整備事業」をより適切かつ効果的に実施するために必要な具体的な支援体制に関する事項を定め、事業の実施を通じて、支援を必要とする人を誰一人取り残さない地域共生社会の実現を目指して、令和5年度から令和6年度までの2か年を計画期間として策定しました。

7. 孤独・孤立対策事業

孤独・孤立対策推進法の施行に伴い、日常生活若しくは社会生活において孤独を覚えている、又は社会から孤立していることにより、心身に有害な影響を受けている状態の方が相談窓口や支援事業の情報を得やすくするため、ポータルサイトを活用した周知や講演会などの啓発を実施しています。

8. ワークダイバーシティモデル事業

公益財団法人日本財団が実施している、働きづらさを抱えている方（ひきこもり等）への障害者就労支援事業所を活用した就労支援モデル事業へ参加する市内事業者に対して、事業費の一部を助成しています。